

新規上場申請のための四半期報告書

(第11期第1四半期)

自 2022年7月1日

至 2022年9月30日

株式会社 A r e n t

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 四半期連結財務諸表	16
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	18
四半期連結損益計算書	18
第1 四半期連結累計期間	18
四半期連結包括利益計算書	18
第1 四半期連結累計期間	18
2 その他	23
第二部 提出会社の保証会社等の情報	24

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年2月20日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自2022年7月1日 至2022年9月30日）
【会社名】	株式会社A r e n t
【英訳名】	A r e n t I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鴨林 広軌
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目10番7号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03-6228-3393
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中嶋 翼
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市中区和地山三丁目1番7号
【電話番号】	053-523-8072
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中嶋 翼

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第10期
会計期間	自2022年7月1日 至2022年9月30日	自2021年7月1日 至2022年6月30日
売上高 (千円)	411,291	1,011,934
経常利益 (千円)	74,843	14,759
親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	31,868	△48,048
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	31,523	△50,958
純資産額 (千円)	2,022,330	1,990,807
総資産額 (千円)	2,972,703	3,062,566
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	5.99	△9.42
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	67.72	64.69

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第11期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 当社は、第10期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第10期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4. 第11期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表並びに第10期連結会計年度の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、あかり監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。

5. 当社は、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が再度増加に転じるなど、未だ収束の見通しが立たない中、世界的なインフレ懸念、緊迫するウクライナ情勢の長期化等により、先行きの不透明な状況が続きました。

このような中、当社グループは、クライアントの課題を把握し、モデル化・実装まで一気通貫でDX（デジタルトランスフォーメーション）を推し進めるためのソフトウェア開発及びサービス提供を行っております。特に建設業界のDX需要の高まりに狙いを定め、当社グループの強みである3DCAD関連の技術力を活かし、顧客企業の業務効率化を実現する高品質なプロダクトの開発に注力しております。

また、当社グループは、これまでに開発したプロダクトである空間自動設計システム「PlantStream®」や、自動配筋ソフト「LightningBIM 自動配筋」の販売拡大を目指し、営業活動の強化に取り組んでおります。

この結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績は、売上高411,291千円、営業利益140,874千円、経常利益74,843千円、親会社株主に帰属する四半期純利益31,868千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

プロダクト共創開発

プロダクト共創開発では、建設業界からの大型の受託開発の受注等により、業績は堅調に推移いたしました。この結果、当セグメントの売上高は439,934千円、セグメント利益は194,660千円となりました。

共創プロダクト販売

共創プロダクト販売では、空間自動設計システム「PlantStream®」の販売を進め、着実に顧客層を拡大いたしました。この結果、当セグメントの売上高は25,393千円、更なる機能向上のための開発費用等により、セグメント利益は63,047千円の損失となりました。

自社プロダクト

自社プロダクトでは、2022年4月にリリースした自動配筋ソフト「LightningBIM 自動配筋」の販売を進めるとともに、これに続くプロダクトの開発を継続して行いました。この結果、当セグメントの売上高は490千円、セグメント利益は24,653千円の損失となりました。

②財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりとなりました。

(資産)

資産合計は、前連結会計年度末比89,862千円減少し、2,972,703千円となりました。これは主に、持分法による投資損失等を計上したため、関係会社株式が91,944千円減少したことによるものです。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末比121,386千円減少し、950,373千円となりました。これは主に、短期借入金が62,400千円、長期借入金が26,202千円、社債が30,000千円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末比31,523千円増加し、2,022,330千円となりました。これは主に、利益剰余金が31,868千円増加したことによるものです。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はあ

りません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は8,406千円です。なお、当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000
A種優先株式	2,813
B種優先株式	3,126
C種優先株式	17,023
計	1,000,000

(注) 1. 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式1,000,000株、A種優先株式2,813株、B種優先株式3,126株、C種優先株式17,023株であり、合計では1,022,962株となりますが、発行可能株式総数は1,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。

2. 2022年11月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で2022年11月18日を効力発生日とする株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は下記のとおりとなっております。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,400,000
計	22,400,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年12月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	117,100	5,602,480	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 1
A種優先株式	2,813	—	非上場	(注) 1、2
B種優先株式	3,126	—	非上場	(注) 1、3
C種優先株式	17,023	—	非上場	(注) 1、4
計	140,062	5,602,480	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(残余財産の分配)

- 1 当会社が残余財産を分配するときは、C種優先株式に対し、A種優先株主、B種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（C種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「C種優先残余財産分配額」という。）を支払う。
- 2 前項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主に対し、B種優先株主及び普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（A種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。
- 3 前2項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主に対し、普通株主に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（B種優先株式の分割・併合

その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「B種優先残余財産分配額」という。)を支払う。

- 4 前3項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、普通株主、C種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は同順位にて分配を受け取る。この場合、C種優先株主は、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、C種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を、A種優先株主は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、A種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を、B種優先株主は、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、B種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を受け取る。

(転換請求権)

- 1 A種優先株主は、2020年7月7日以降いつでも、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができる。
- 2 当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。
- 3 A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は、次のとおりとする。取得請求権の行使によりA種優先株主に交付される普通株式の合計数に1株未満の端数が発生した場合は、これを切り捨て、金銭による調整を行う。基準価額は、株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{基準価額}}{\text{取得価額}}$$

- 4 前項の基準価額(A種優先株式1株当たりの払込金額を意味する。)は、金64,000円とする。前項の取得価額は、当初金64,000円とする。
- 5 A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。下記調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てる。
- (1) A種優先株式発行後、株式の分割若しくは無償割当て又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) A種優先株式発行後、下記(i)又は(ii)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、本(2)号末尾に定める調整式(以下、本(2)号において「下記調整式」という。)に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(i)又は(ii)のそれぞれに定めるところによる。
- (i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。なお、当会社が自己の保有する普通株式を処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替えるものとする。
- (ii) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てによる場合を除く。なお、インセンティブ付与目的で発行・付与されるストックオプションとしての新株予約権の発行又は付与の場合を除く。但し、その1個あたりの目的である株式は普通株式1株とし、合計で、当該時点における当会社株式の総数(潜在株式等については当該時点で全て行使されたものとみなして計算する。)の10%に相当する数までに限る。。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として会社が合理的に定める金額を意味する。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、その翌日以降これを適用する。下記調整式で使用する「既発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日における①当会社の発行済普通株式数と②発行済みの潜在株式等の全てにつき取得原因が発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有す

る自己株式（但し普通株式に限る。）の数を控除した数を意味するものとする。なお、当社が潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、本（ii）に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前取得価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (3) A種優先株式発行後、調整前の取得価額を下回る金額による株式の異動によって、当社の議決権の過半数以上を保有する株主が現れた場合、かかる金額（当該金額が複数ある場合にはその最低額とする。）を、調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、株式異動日、株式名義書換請求日、又は株式譲渡承認を決定する当社取締役会の決議日（当社が取締役会非設置会社である場合には取締役の決定日）のいずれか最も早い日の前日以降、これを適用する。調整額の算定上1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- (4) 上記（1）乃至（3）に掲げる事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を当社取締役決議に基づき、合理的な範囲内で行うものとする。
- (i) 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。
- (ii) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (iii) 潜在株式等に係る上記（2）（ii）に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- (iv) 上記（i）乃至（iii）のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式を除く。）に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると合理的に取締役会（当社が取締役会非設置会社である場合は取締役の過半数とする。）が判断する場合。
- 6 前項（1）乃至（4）の定めにかかわらず、全てのA種優先株主が同意した場合には、取得価額の調整は行わない。

（取得条項）

当社は、当社が強制転換を行うことを取締役会で決議した場合であって、当社の普通株式を金融商品取引所へ上場（以下「株式公開」という。）する旨の申請を行うことを当社の機関が決定し、かつ、当該株式公開に関する主幹事金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の取締役の決定（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会決議とする。以下同じ。）により別に定める日において、A種優先株式をすべて取得するものとし、当社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の払込金額（株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を、各A種優先株主に対して交付する。

（議決権）

A種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において、その保有するA種優先株式1株につき、1個の議決権を有する。

（種類株主総会）

A種優先株式について、会社法第322条1項に関する決議を行う場合のほか、同法第199条4項、同法第200条4項、同法第238条4項、同法第239条4項、同法795条4項、法令上可能な範囲で、A種優先株主総会の決議を要しないものとする。

（株式の分割・併合、株主割当て等）

- 1 当社が株式の分割又は併合をするときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- 2 株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、各種種類株主にはそれぞれの種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合も同様とする。

（組織再編の対価の割当に関する事項等）

- 1 合併により当社が消滅する場合又は株式交換若しくは株式移転により当社が他の会社の完全子会社となる場合、当社は、C種優先株主に対して、A種優先株主、B種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株主の余財産分配額に相当する額の株式又は金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）を割当てる。

- 2 前項に従い割当を行った後になお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、A種優先株主に対して、B種優先株主及び普通株主に先立ち、A種優先株主の残余財産分配額に相当する額の割当株式等を割当てる。
 - 3 前2項に従い割当を行った後になお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、B種優先株主に対して、普通株主に先立ち、B種優先株主の残余財産分配額に相当する額の割当株式等を割当てる。
 - 4 前3項に従い割当を行った後になお当会社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、普通株主、C種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は同順位にて割当を受け取る。この場合、C種優先株主は、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、C種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当を、A種優先株主は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、A種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当を、B種優先株主は、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、B種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当を受け取る。
 - 5 当会社の発行済株式の議決権総数の過半数が、特定の第三者（当該第三者並びにその子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）を含む。）により取得されることとなった場合（株式交付による場合を含む。）、当該取得の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当会社の株主である前提で当会社を清算したと仮定した場合に、「（残余財産の分配）」の定めに基づき普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主がそれぞれ分配を受けることとなる金額に基づいて、各株主が分配を受けることとなる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
3. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

（残余財産の分配）

- 1 当会社が残余財産を分配するときは、C種優先株式に対し、A種優先株主、B種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（C種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「C種優先株主残余財産分配額」という。）を支払う。
- 2 前項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主に対し、B種優先株主及び普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（A種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「A種優先株主残余財産分配額」という。）を支払う。
- 3 前2項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主に対し、普通株主に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（B種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「B種優先株主残余財産分配額」という。）を支払う。
- 4 前3項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、普通株主、C種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は同順位にて分配を受け取る。この場合、C種優先株主は、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、C種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を、A種優先株主は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、A種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を、B種優先株主は、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、B種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を受け取る。

（転換請求権）

- 1 B種優先株主は、当会社に対して、B種優先株主となった時点以降いつでも、B種優先株式を取得することを請求することができる。
- 2 当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、次項に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。
- 3 B種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という）は、次のとおりとする。取得請求権の行使によりB種優先株主に交付される普通株式の合計数に1株未満の端数が発生した場合は、これを切り捨て、金銭による調整を行う。基準価額は、株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{基準価額}}{\text{取得価額}}$$

- 4 前項の基準価額（B種優先株式1株当たりの払込金額を意味する）は、金64,000円とする。前項の取得価額は、当初金64,000円とする。
- 5 B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。下記調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てる。
 - (1) B種優先株式発行後、株式の分割若しくは無償割当て又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に

に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) B種優先株式発行後、下記(i)又は(ii)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、本号末尾に定める調整式(以下、本号において「下記調整式」という。)に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(i)又は(ii)のそれぞれに定めるところによる。

(i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当てを含む。)。但し、潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。なお、当社が自己の保有する普通株式を処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

(ii) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てによる場合を除く。なお、インセンティブ付与目的で発行・付与されるストックオプションとしての新株予約権の発行又は付与の場合を除く。但し、その1個あたりの目的である株式は普通株式1株とし、合計で、当該時点における当社株式の総数(潜在株式等については当該時点で全て行使されたものとみなして計算する。)の10%に相当する数までに限る。。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が合理的に定める金額を意味する。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、その翌日以降これを適用する。下記調整式で使用する「既発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日における①当社の発行済普通株式数と②発行済みの潜在株式等の全てにつき取得原因が発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式(但し普通株式に限る。)の数を控除した数を意味するものとする。なお、当社が潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、本(ii)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前取得価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) B種優先株式発行後、調整前の取得価額を下回る金額による株式の異動によって、当会社の議決権の過半数以上を保有する株主が現れた場合、かかる金額(当該金額が複数ある場合にはその最低額とする。)を、調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、株式異動日、株式名義書換請求日、又は株式譲渡承認を決定する当社取締役会の決議日(当社が取締役会非設置会社である場合には取締役の決定日)のいずれか最も早い日の前日以降、これを適用する。調整額の算定上1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(4) 上記(1)乃至(3)に掲げる事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を当社取締役決議に基づき、合理的な範囲内で行うものとする。

(i) 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

(ii) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(iii) 潜在株式等に係る上記(2)(ii)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式を除く。）に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると合理的に取締役会（当社が取締役会非設置会社である場合は取締役の過半数とする。）が判断する場合。

6 前項 (1) 乃至 (4) の定めにかかわらず、全てのA種優先株主及びB種優先株主が同意した場合には、取得価額の調整は行わない。

(取得条項)

当社は、当社が強制転換を行うことを取締役会で決議した場合であって、当社の普通株式を金融商品取引所へ上場（以下「株式公開」という。）する旨の申請を行うことを当社の機関が決定し、かつ、当該株式公開に関する主幹事金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の取締役の決定（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会決議とする。以下同じ。）により別に定める日において、B種優先株式をすべて取得するものとし、当社はかかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の払込金額（株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を、各B種優先株主に対して交付する。

(議決権)

B種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において、その保有するB種優先株式1株につき、1個の議決権を有する。

(種類株主総会)

B種優先株式について、会社法第322条1項に関する決議を行う場合のほか、同法第199条4項、同法第200条4項、同法第238条4項、同法第239条4項、同法795条4項等法令上可能な範囲で、B種優先株主総会の決議を要しないものとする。

(株式の分割・併合、株主割当て等)

- 1 当社が株式の分割又は併合をするときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
- 2 株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、各種種類株主にはそれぞれの種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合も同様とする。

(組織再編の対価の割当てに関する事項等)

- 1 合併により当社が消滅する場合又は株式交換若しくは株式移転により当社が他の会社の完全子会社となる場合、当社は、C種優先株主に対して、A種優先株主、B種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株主の残余財産分配額に相当する額の株式又は金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）を割当てる。
- 2 前項に従い割当てを行った後になお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、A種優先株主に対して、B種優先株主及び普通株主に先立ち、A種優先株主の残余財産分配額に相当する額の割当株式等を割当てる。
- 3 前2項に従い割当てを行った後になお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、B種優先株主に対して、普通株主に先立ち、B種優先株主の残余財産分配額に相当する額の割当株式等を割当てる。
- 4 前3項に従い割当てを行った後になお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、普通株主、C種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は同順位にて割当てを受け取る。この場合、C種優先株主は、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、C種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当てを、A種優先株主は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、A種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当てを、B種優先株主は、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、B種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当てを受け取る。
- 5 当社の発行済株式の議決権総数の過半数が、特定の第三者（当該第三者並びにその子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）を含む。）により取得されることとなった場合（株式交付による場合を含む。）、当該取得の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当社の株主である前提で当社を清算したと仮定した場合に、「（残余財産の分配）」の定めに基づき普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主がそれぞれ分配を受けることとなる金額に基づいて、各株主が分配を受けることとなる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。

4. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(残余財産の分配)

- 1 当社が残余財産を分配するときは、C種優先株式に対し、A種優先株主、B種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（C種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「C種優先株主の残余財産分配額」という。）を支払う。

- 2 前項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種優先株主に対し、B種優先株主及び普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（A種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。
- 3 前2項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種優先株主に対し、普通株主に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額に相当する額（B種優先株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合にはその比率に応じて、適切に調整されるものとし、以下「B種優先残余財産分配額」という。）を支払う。
- 4 前3項に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、普通株主、C種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は同順位にて分配を受け取る。この場合、C種優先株主は、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、C種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を、A種優先株主は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、A種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を、B種優先株主は、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配の額に、B種取得比率を乗じて得られる額の残余財産の分配を受け取る。

(転換請求権)

- 1 C種優先株主は、C種優先株主となった時点以降いつでも、当会社に対して、C種優先株式を取得することを請求することができる。
- 2 当会社は、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付する。
- 3 C種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「C種取得比率」という。）は、次のとおりとする。取得請求権の行使によりC種優先株主に交付される普通株式の合計数に1株未満の端数が発生した場合は、これを切り捨て、金銭による調整を行う。基準価額は、株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{基準価額}}{\text{取得価額}}$$

- 4 前項の基準価額（C種優先株式1株当たりの払込金額を意味する。）は、金70,487円とする。前項の取得価額は、当初金70,487円とする。
- 5 C種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。下記調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てる。

(1) C種優先株式発行後、株式の分割若しくは無償割当て又は併合を行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) C種優先株式発行後、下記(i)又は(ii)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、本(2)号末尾に定める調整式（以下、本(2)号において「下記調整式」という。）に基づき調整する。調整後の取得価額の適用時期は、下記(i)又は(ii)のそれぞれに定めるところによる。

(i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当てを含む。）。但し、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。なお、当会社が自己の保有する普通株式を処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

(ii) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を除く。なお、インセンティブ付与目的で発行・付与されるストックオプションとしての新株予約権の発行又は付与の場合を除く。但し、その1個あたりの目的である株式は普通株式1株とし、合計で、当該時点における当会社株式の総数（潜在株式等については当該時点で全て行使されたものとみなして計算する。）の10%に相当する数までに限る。）。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額

として会社が合理的に定める金額を意味する。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、その翌日以降これを適用する。下記調整式で使用する「既発行株式数」とは、調整後の取得価額を適用する日の前日における①当社の発行済普通株式数と②発行済みの潜在株式等の全てにつき取得原因が発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式（但し普通株式に限る。）の数を控除した数を意味するものとする。なお、当社が潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」の「新規発行」は「処分する」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、下記調整式で使用する「新規発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、本(ii)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前取得価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) C種優先株式発行後、調整前の取得価額を下回る金額による株式の異動によって、当社の議決権の過半数以上を保有する株主が現れた場合、かかる金額（当該金額が複数ある場合にはその最低額とする。）を、調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、株式異動日、株式名義書換請求日、又は株式譲渡承認を決定する当社取締役会の決議日（当社が取締役会非設置会社である場合には取締役の決定日）のいずれか最も早い日の前日以降、これを適用する。調整額の算定上1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(4) 上記(1)乃至(3)に掲げる事由によるほか、以下に掲げる事由に該当する場合には、当社はC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を当社取締役決議に基づき、合理的な範囲内で行うものとする。

(i) 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

(ii) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(iii) 潜在株式等に係る上記(2)(ii)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

(iv) 上記(i)乃至(iii)のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式を除く。）に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると合理的に取締役会（当社が取締役会非設置会社である場合は取締役の過半数とする。）が判断する場合。

6 前項(1)乃至(4)の定めにかかわらず、全てのC種優先株主が同意した場合には、取得価額の調整は行わない。

(取得条項)

当社は、当社が強制転換を行うことを取締役会で決議した場合であって、当社の普通株式を金融商品取引所へ上場（以下「株式公開」という。）する旨の申請を行うことを当社の機関が決定し、かつ、当該株式公開に関する主幹事金融商品取引業者から要請を受けた場合には、当社の取締役の決定（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会決議とする。以下同じ。）により別に定める日において、C種優先株式をすべて取得するものとし、当社はかかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の払込金額（株式の分割・併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。）をその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を、各C種優先株主に対して交付する。

(議決権)

C種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において、その保有するC種優先株式1株につき、1個の議決権を有する。

(種類株主総会)

C種優先株式について、会社法第322条1項に関する決議を行う場合のほか、同法第199条4項、同法第200条4項、同法第238条4項、同法第239条4項、同法795条4項、法令上可能な範囲で、C種優先株主総会の決議を要しないものとする。

(株式の分割・併合、株主割当て等)

1 当社が株式の分割又は併合をするときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。

2 株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依りて、各種種類

株主にはそれぞれの種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合も同様とする。

(組織再編の対価の割当に関する事項等)

- 1 合併により当社が消滅する場合又は株式交換若しくは株式移転により当社が他の会社の完全子会社となる場合、当社は、C種優先株主に対して、A種優先株主、B種優先株主及び普通株主に先立ち、C種優先株主の残余財産分配額に相当する額の株式又は金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）を割当てる。
- 2 前項に従い割当を行った後になお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、A種優先株主に対して、B種優先株主及び普通株主に先立ち、A種優先株主の残余財産分配額に相当する額の割当株式等を割当てる。
- 3 前2項に従い割当を行った後になお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、B種優先株主に対して、普通株主に先立ち、B種優先株主の残余財産分配額に相当する額の割当株式等を割当てる。
- 4 前3項に従い割当を行った後になお当社の株主に割当てられる割当株式等がある場合、普通株主、C種優先株主、A種優先株主及びB種優先株主は同順位にて割当を受け取る。この場合、C種優先株主は、C種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、C種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当を、A種優先株主は、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、A種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当を、B種優先株主は、B種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、B種取得比率を乗じて得られる額の割当株式等の割当を受け取る。
- 5 当社の発行済株式の議決権総数の過半数が、特定の第三者（当該第三者並びにその子会社及び関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。）を含む。）により取得されることとなった場合（株式交付による場合を含む。）、当該取得の対価の合計額を残余財産とし、買収に応じた株主のみが当社の株主である前提で当社を清算したと仮定した場合に、「（残余財産の分配）」の定めに基づき普通株主、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主がそれぞれ分配を受けることとなる金額に基づいて、各株主が分配を受けることとなる金額を算出し、その金額と同額の現金を買収の対価の分配として各株主の間で分配する。
5. 当社は、2022年10月20日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づく優先株式の取得及び消却を決議し、2022年11月7日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として優先株式1株につき普通株式1株を交付するとともに、当社が取得した優先株式の全てについて、同日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。
6. 2022年10月20日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,462,418株増加し、5,602,480株となっております。
7. 2022年11月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	—	普通株式 117,100 A種優先株式 2,813 B種優先株式 3,126 C種優先株式 17,023	—	150,000	—	789,998

- (注) 1. 2022年10月20日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づく優先株式の取得及び消却を決議し、2022年11月7日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として優先株式1株につき普通株式1株を交付するとともに、当社が取得した優先株式の全てについて、同日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。
2. 2022年10月20日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,462,418株増加し、5,602,480株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,981	—	「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」欄に記載されております。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 110,119 A種優先株式 2,813 B種優先株式 3,126 C種優先株式 17,023	普通株式 110,119 A種優先株式 2,813 B種優先株式 3,126 C種優先株式 17,023	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	140,062	—	—
総株主の議決権	—	133,081	—

- (注) 1. 2022年10月20日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づく優先株式の取得及び消却を決議し、2022年11月7日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として優先株式1株につき普通株式1株を交付するとともに、当社が取得した優先株式の全てについて、同日付で会社法第178条に基づき消却しております。なお、詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。
2. 2022年10月20日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行うとともに、2022年11月17日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. (注) 1、2に伴い、本書提出日現在において、完全議決権株式 (自己株式等) の株式数は普通株式279,200株、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式5,322,800株、議決権の数は53,228個、単元未満株式の株式数は480株、発行済株式総数の株式数は5,602,480株、総株主の議決権の議決権の数は53,228個となっております。

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社A r e n t	東京都中央区八丁堀二丁目 10番7号	6,981	—	6,981	4.98
計	—	6,981	—	6,981	4.98

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あかり監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,931,188	1,899,380
売掛金	272,404	285,003
仕掛品	6,730	6,127
その他	33,302	39,156
流動資産合計	2,243,625	2,229,667
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	9,959	11,162
有形固定資産合計	9,959	11,162
無形固定資産		
ソフトウェア	12,213	23,364
ソフトウェア仮勘定	12,423	11,860
無形固定資産合計	24,637	35,225
投資その他の資産		
関係会社株式	641,774	549,830
繰延税金資産	131,547	136,544
その他	11,021	10,273
投資その他の資産合計	784,344	696,648
固定資産合計	818,941	743,035
資産合計	3,062,566	2,972,703
負債の部		
流動負債		
短期借入金	182,400	※ 120,000
1年内返済予定の長期借入金	104,808	104,808
1年内償還予定の社債	81,000	81,000
未払金	49,752	59,115
未払費用	44,849	38,174
未払法人税等	65,938	53,259
未払消費税等	34,678	31,482
前受金	50,000	50,000
契約負債	3,271	2,906
賞与引当金	3,997	15,416
その他	6,045	5,393
流動負債合計	626,740	561,556
固定負債		
長期借入金	187,519	161,317
社債	257,500	227,500
固定負債合計	445,019	388,817
負債合計	1,071,759	950,373

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金	1,545,173	1,545,173
利益剰余金	289,367	321,235
自己株式	△3,419	△3,419
株主資本合計	1,981,120	2,012,989
新株予約権	3,337	3,337
非支配株主持分	6,348	6,003
純資産合計	1,990,807	2,022,330
負債純資産合計	3,062,566	2,972,703

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
売上高	411,291
売上原価	181,857
売上総利益	229,433
販売費及び一般管理費	88,559
営業利益	140,874
営業外収益	
受取利息	9
受取出向料	236
営業外収益合計	245
営業外費用	
支払利息	2,438
持分法による投資損失	63,047
その他	790
営業外費用合計	66,276
経常利益	74,843
税金等調整前四半期純利益	74,843
法人税、住民税及び事業税	48,316
法人税等調整額	△4,996
法人税等合計	43,319
四半期純利益	31,523
非支配株主に帰属する四半期純損失 (△)	△345
親会社株主に帰属する四半期純利益	31,868

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
四半期純利益	31,523
四半期包括利益	31,523
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	31,868
非支配株主に係る四半期包括利益	△345

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年9月30日)
当座貸越極度額の総額	一千円	200,000千円
借入実行残高	—	120,000
差引額	—	80,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	2,985千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2、 4	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	プロダクト 共創開発 (注) 4	共創 プロダクト 販売 (注) 1	自社 プロダクト	計		
売上高						
外部顧客への売上高	272,834	25,393	490	298,717	△25,393	273,324
セグメント間の内部売上 高又は振替高	167,100	—	—	167,100	△29,132	137,967
計	439,934	25,393	490	465,817	△54,526	411,291
顧客との契約から生じる 収益	439,934	25,393	490	465,817	△54,526	411,291
その他の収益	—	—	—	—	—	—
セグメント利益 又は損失 (△)	194,660	△63,047	△24,653	106,959	△32,116	74,843

(注) 1. 共創プロダクト販売の売上高及びセグメント利益又は損失の金額は、当社の持分法適用関連会社である株式会社PlantStreamの財務情報の金額に当社の持分割合を乗じた金額であります。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去△29,132千円及び全社営業外損益△2,983千円であります。全社営業外損益は、報告セグメントに帰属しない営業外収益と営業外費用の差額であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. プロダクト共創開発の売上高のうち、セグメント間の内部売上高又は振替高は、当社の持分法適用関連会社である株式会社PlantStreamに対するものであり、調整額において、持分法適用による未実現損益の消去を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自2022年7月1日 至2022年9月30日)
1株当たり四半期純利益	5円99銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	31,868
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	31,868
普通株式の期中平均株式数(株)	5,323,240
(うち普通株式(株))	4,404,760
(うちA種優先株式(株))	112,520
(うちB種優先株式(株))	125,040
(うちC種優先株式(株))	680,920
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。
3. 1株当たり四半期純利益の算定上、種類株式はその株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2022年10月20日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づく優先株式の取得及び消却を決議し、2022年11月7日付で優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として優先株式1株につき普通株式1株を交付するとともに、当社が取得した優先株式の全てについて、同日付で会社法第178条に基づき消却しております。

(1) 取得及び消却した優先株式数

A種優先株式	2,813株
B種優先株式	3,126株
C種優先株式	17,023株

(2) 対価として交付した普通株式数

普通株式	22,962株
------	---------

(3) 交付後の発行済株式数

普通株式	140,062株
------	----------

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2022年11月18日を効力発生日として、株式分割を実施しております。また、2022年11月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

2022年11月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき40株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	140,062株
今回の分割による増加株式数	5,462,418株
株式分割後の発行済株式総数	5,602,480株
株式分割後の発行可能株式総数	22,400,000株

③株式分割の日程

基準日公告日	2022年10月31日
基準日	2022年11月16日
効力発生日	2022年11月18日

④1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

(持分法適用関連会社の新株の発行)

当社の持分法適用関連会社である株式会社PlantStreamは、2022年10月20日開催の取締役会において、普通株式1,020株を第三者割当の方法によって発行することを決議し、2022年11月1日に払込が完了いたしました。

- (1) 発行価額：1株につき783,855円
- (2) 発行総額：799,532,100円
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：399,766,050円
増加する資本準備金の額：399,766,050円
- (4) 払込期日：2022年11月1日
- (5) 資金使途：ソフトウェア開発費用及び営業活動の強化費用
- (6) 連結損益に与える影響等

当社は、上記取引により発行された普通株式のうち、50%に当たる510株を取得いたしました。当該取引による当社持分比率の変動、持分法の適用範囲の変更はなく、また、連結損益に与える影響はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月13日

株式会社A r e n t
取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

中田 啓

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

進藤 雄士

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A r e n tの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A r e n t及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を

監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。